

<声明>

## 大飯原発の運転差し止めを命じる、福井地裁判決を歓迎する

2014年5月21日  
福井県民主医療機関連合会  
会長 平野 治和

5月21日、福井地裁は、福島原発事故後に安全性の保証がされないまま関西電力大飯原発3・4号機を再稼働させたとして、福井県などの住民189人が関西電力に運転差し止めを求めた訴訟で、「原発は電気を生み出す一手段に過ぎず、人格権より劣位にある」という立場で、関西電力側に運転差し止めを命じ、再稼働を認めない判決を言い渡した。

福井民医連はこの画期的な判決を歓迎する。関西電力は司法の判断を尊重し、再稼働をあきらめ、控訴を断念すべきである。

福島第一原発事故の発生から3年2ヶ月が経過したが、福島県ではいまだに13万5000人が避難生活を強いられ、そのうち約4万人が県外へ避難している。事故から3年以上が経っても故郷を追われたままで、自宅に戻れる保障はない。避難生活が長引く中で体や心の健康を害し、震災関連死が、地震・津波の直接被害で亡くなった方を上回り、増え続けている。さらに福島第一原発の現状は収束どころか、放射能汚染水が増え続け、制御できない非常事態が続いており、原発事故の原因の究明もされていない。このような状況の中での原発再稼働など論外である。

福井民医連は、今後も「再稼働を許さない」多くの福井県民と連帯し、原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換を求める取り組みを強めていく決意である。

以上